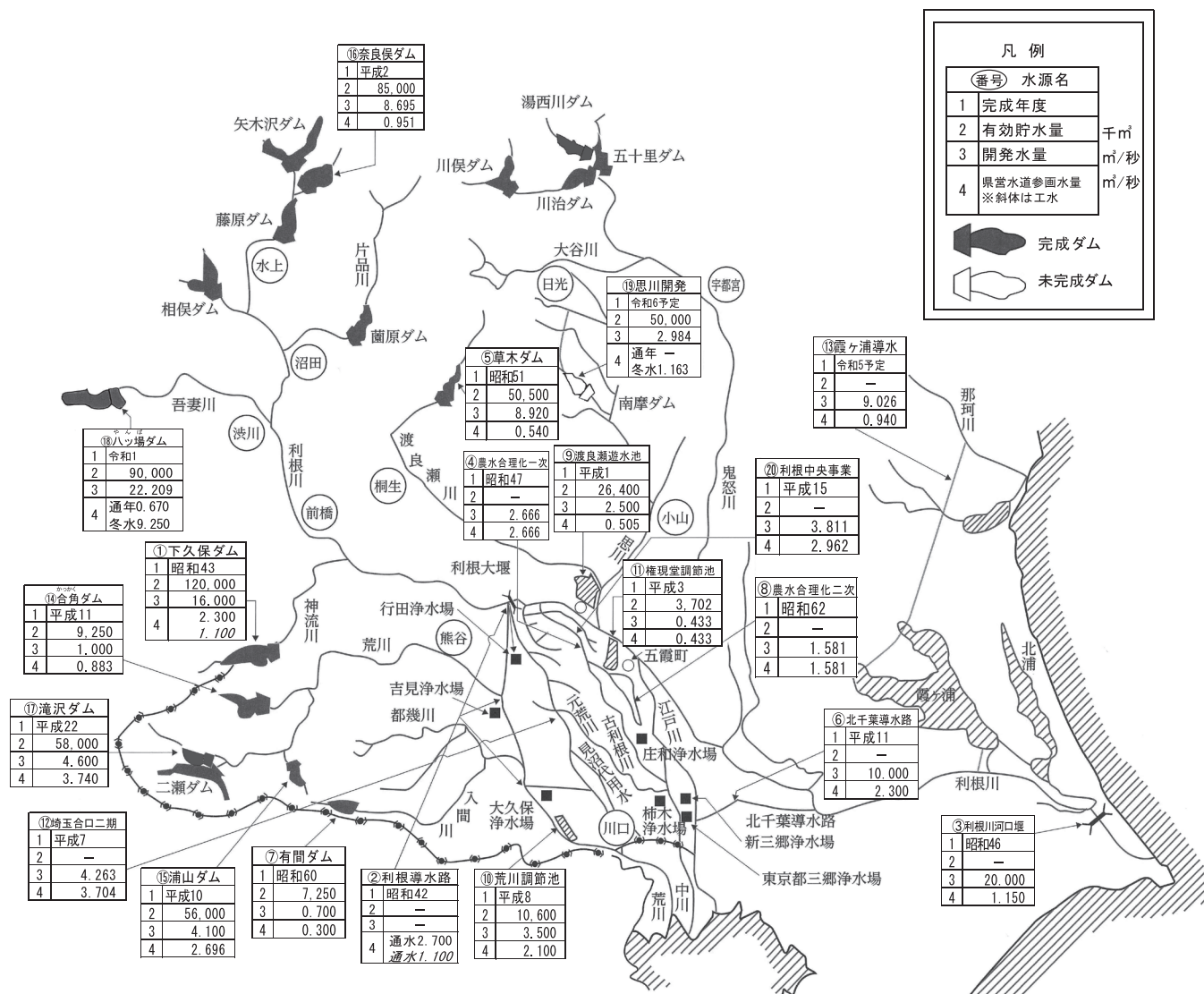


共 通

1 水 源

(1) 水源施設図

(令和2年3月31日現在)



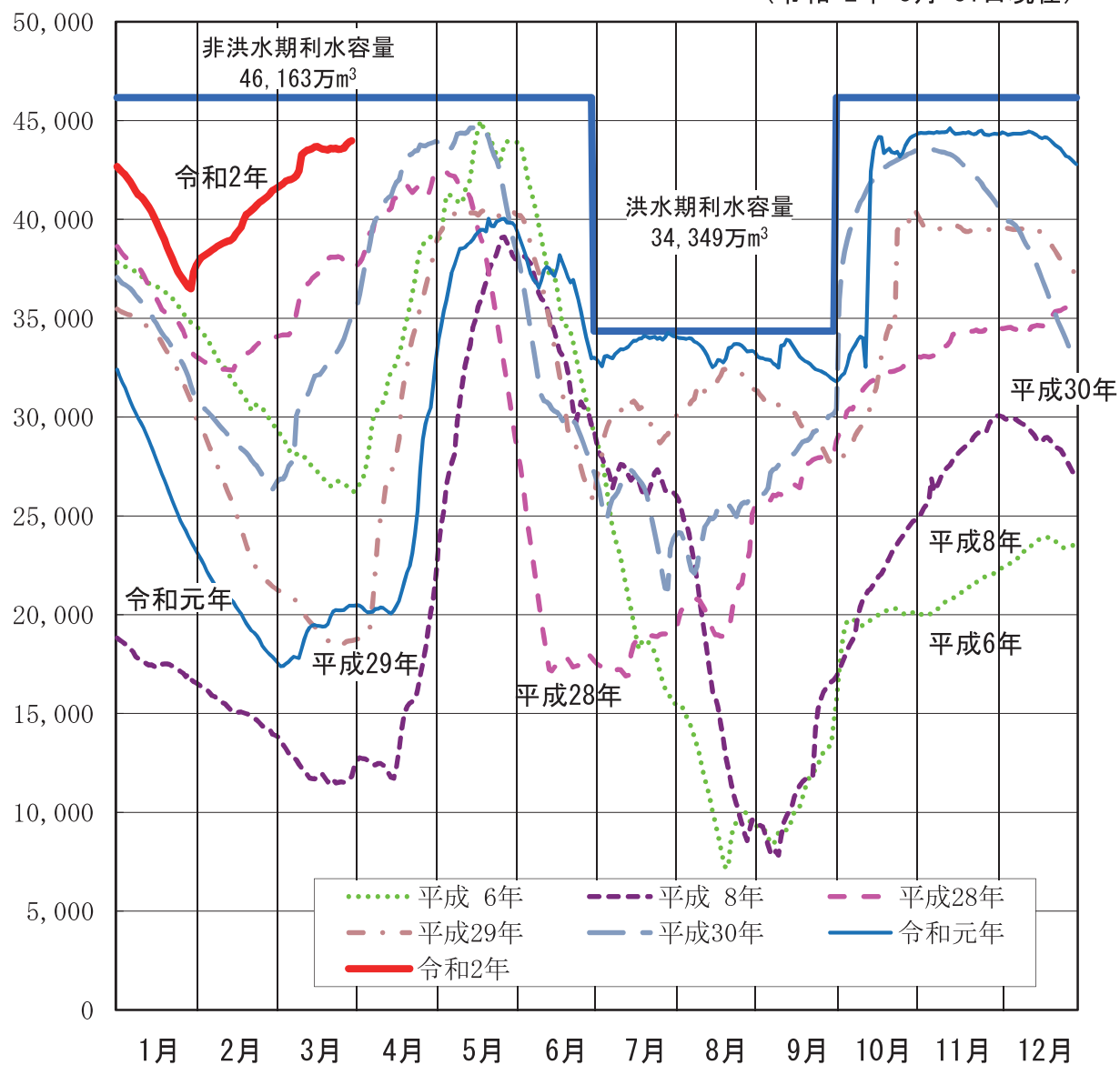
(2) 利根川上流多目的ダム群貯水量図

上段	10月1日～6月30日
下段	7月1日～9月30日

ダ ム 名	矢 木 沢	藤 原	相 俣	菌 原	下 久 保	草 木	渡 良 瀬	奈 良 俣	合 計
貯水容量	11,550万m ³	3,101万m ³	2,000万m ³	1,322万m ³	12,000万m ³	5,050万m ³	2,640万m ³	8,500万m ³	46,163万m ³
夏期制限容量	11,550万m ³	1,469万m ³	1,060万m ³	300万m ³	8,500万m ³	3,050万m ³	1,220万m ³	7,200万m ³	34,349万m ³

貯水量 (万m³)

(令和 2年 3月 31日現在)



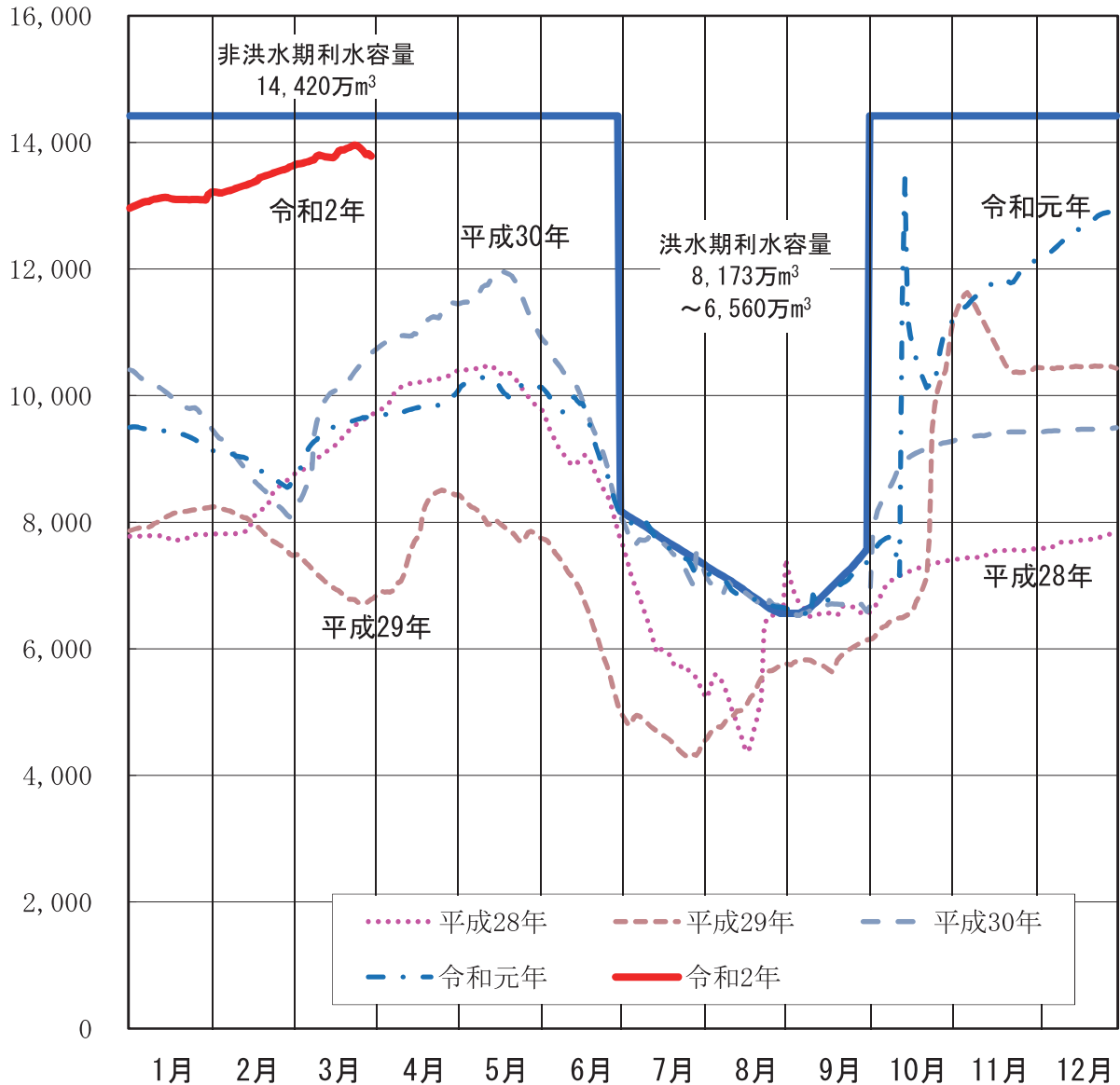
(3) 荒川上流多目的ダム群貯水量図

上段 10月1日～6月30日
下段 7月1日～9月30日

ダム名	二瀬	滝沢	浦山	荒川調節地	合計
貯水容量	2,000万 m^3	5,800万 m^3	5,600万 m^3	1,020万 m^3	14,420万 m^3
夏期制限容量	1,613万 m^3 ～0万 m^3	2,500万 m^3	3,300万 m^3	760万 m^3	8,173万 m^3 ～6,560万 m^3

貯水量 (万 m^3)

(令和2年3月31日現在)

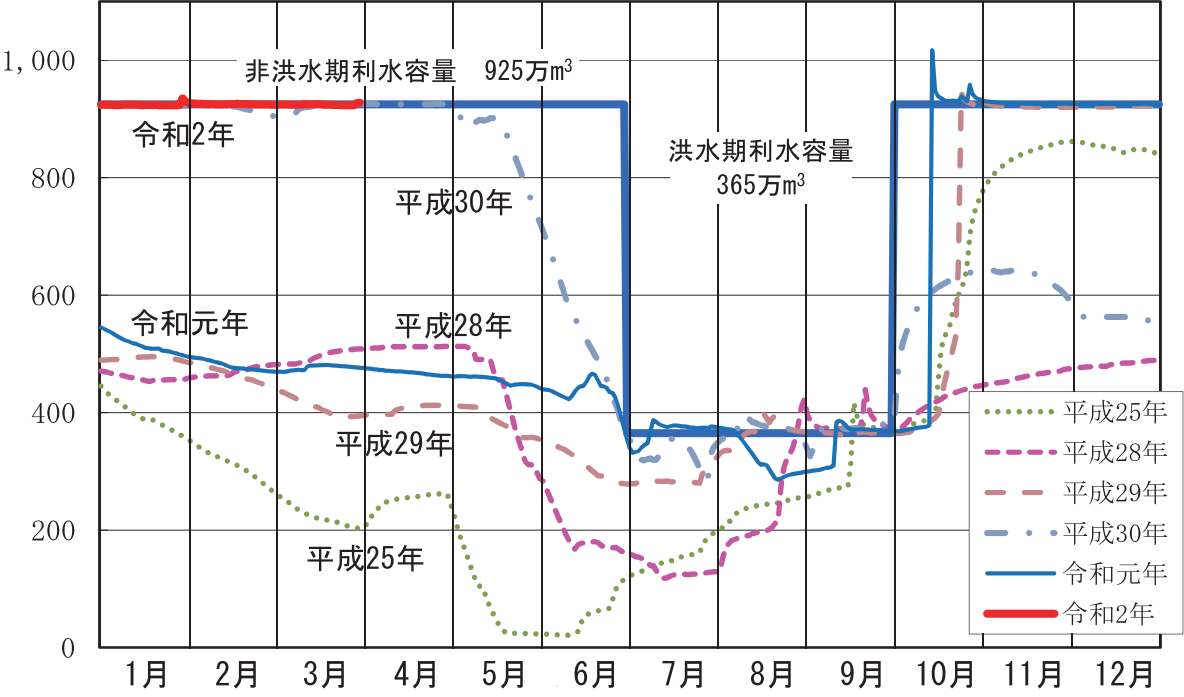


(4) 県営ダム貯水量図

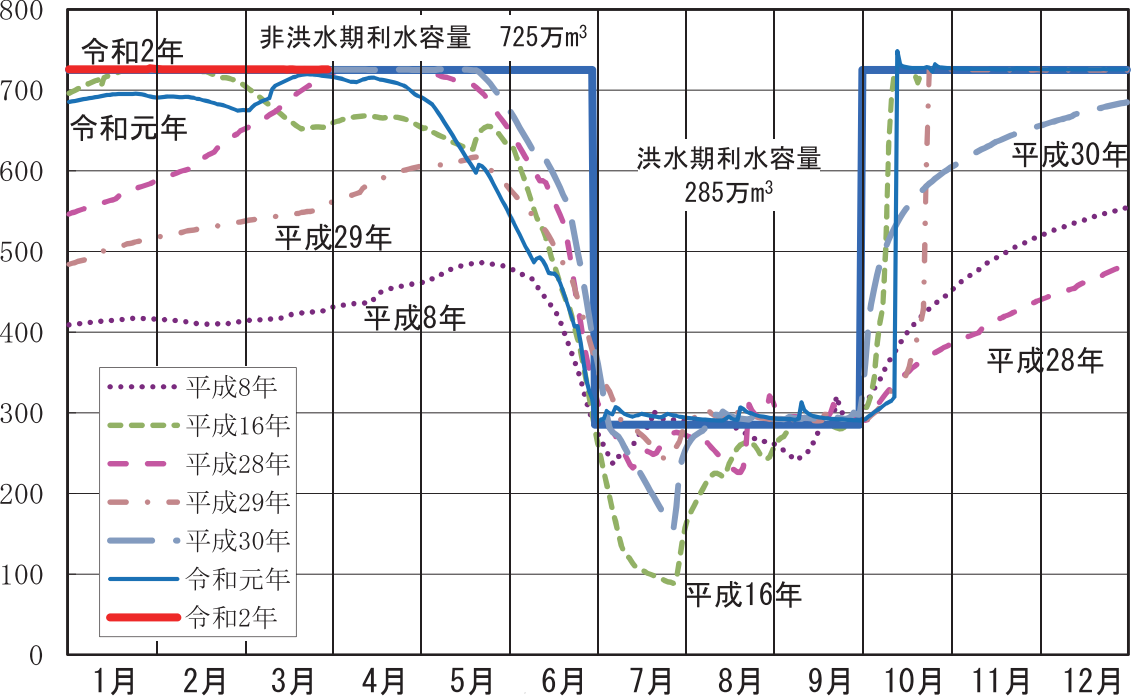
上段 10月1日～6月30日
下段 7月1日～9月30日

ダム名		合 角	有 間
貯水容量	常時満水容量	925万 m^3	725万 m^3
	夏期制限容量	365万 m^3	285万 m^3

貯水量 (万 m^3) 合角ダム貯水量 (令和 2年 3月 31日現在)



貯水量 (万 m^3) 有間ダム貯水量 (令和 2年 3月 31日現在)



2 事業のあゆみ

年・月	事	項	年・月	事	項
昭和 36. 4	東部第一工業用水道事業の建設工事に着手。			一水道用水供給事業の建設工事に着手。	
38. 4	中央第一工業用水道事業及び中央第一水道用水供給事業の建設工事に着手。		46. 4	中央第一水道用水供給事業第一期拡張分給水開始。	
38. 7	工業用水の地下水汲み上げ規制地域の指定。 (地域) 川口市の一部、戸田市、鳩ヶ谷市、蕨市、草加市、八潮市 (規制) 吐出口の断面積 55cm ² 以下 ストレーナーの位置140m以深		46. 5	企業局組織改正。 水道部ほか2部設置 水道部に業務課、上水道課及び工業用水道課を設置。 埼玉県上水道工業用水道建設事務所を埼玉県水道建設事務所に名称変更。	
38. 11	水道用水供給事業及び工業用水道事業の建設が、知事部局から移管。		〃	工業用水の地下水汲上げ規制指定地域の規制基準の強化。 (規制) 吐出口の断面積 21cm ² 以下 ストレーナーの位置 550m以深又は650m以深	
〃	埼玉県企業局設置。 水道課 工業用水道課 ほか3課		46. 7	公営企業管理者を置く。	
39. 1	工業用水道事業に地方公営企業法を適用。		47. 4	中央第一工業用水道事業の拡張工事に着手。	
39. 9	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用。		〃	中央第一水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 11円を15円	
39. 11	東部第一工業用水道事業給水開始。 基本料金 1m ³ 当たり 4円 特別料金 〃 5円 超過料金 〃 8円		48. 4	東部第一工業用水道事業と中央第一工業用水道事業を統合して、南部工業用水道事業と改称。	
〃	埼玉県上水道工業用水道建設事務所、埼玉県東部第一工業用水道事務所設置。		〃	工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 4円を 6円 特別料金 〃 5円を 8円 超過料金 〃 8円を12円	
43. 4	埼玉県東部第一工業用水道事務所を埼玉県柿木浄水場と改め、埼玉県大久保浄水場を新設。		〃	中央第一水道用水供給事業第二期拡張工事に着手。	
〃	中央第一水道用水供給事業給水開始。 料金 1m ³ 当たり 11円		49. 4	埼玉県庄和浄水場を新設。	
〃	中央第一工業用水道事業給水開始。 基本料金 1m ³ 当たり 4円 特別料金 〃 5円 超過料金 〃 8円		〃	東部第一水道用水供給事業給水開始。 料金 1m ³ 当たり 25円 ただし、昭和49年度 20円 昭和50年度 24円	
〃	中央第一水道用水供給事業第一期拡張工事に着手。		49. 7	西部第一水道用水供給事業給水開始。 料金 1m ³ 当たり 25円 ただし、昭和49年度 20円 昭和50年度 24円	
45. 4	東部第一水道用水供給事業及び西部第				

年・月	事	項	年・月	事	項
昭和 50. 4	工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 6円を10円 特別料金 " 8円を13円 超過料金 " 12円を20円		53. 4	施設管理課及び建設課を設置。 中央第一、東部第一、西部第一の3水道用水供給事業を統合し、広域第一水道用水供給事業と改称。	
50. 8	工業用水法に基づく水源転換命令の総理府令及び通商産業省令の公布。 工業用水法施行令に規定された指定地域のうち川口市の一部、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市に設置されている許可基準に該当しない井戸は、公布の日から1年後（昭和51年8月11日）に使用禁止となる。		"	広域第一水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 22円（旧中央第一）、 25円（旧東部第一）、 25円（旧西部第一）を33.5円 ただし、昭和53年度 30 円 昭和54年度 33 円 旧東部第一、旧西部第一については、昭和55年度まで上記料金に3円を加算する。	
50. 10	中央第一水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 15円を22円 ただし、昭和50年10月 1日から 昭和51年 3月31日まで 20.5円		"	工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 10円を14.3円 特別料金 " 13円を18.6円 超過料金 " 20円を28.6円	
"	水道用水供給事業給水規程の一部改正。 給水申込み及び承認並びに実供給水量の確認及び通知の規定を整備。		53. 8	広域第二水道用水供給事業暫定給水開始。 料金 1m ³ 当たり 51.3円 ただし、昭和53年度 40.6円 昭和54年度 44.5円	
51. 2	工業用水道事業給水規程の一部改正。 給水区域の拡大		54. 7	工業用水の地下水汲上げ規制地域の指定拡大。 (地域) 川口市の一部、浦和市の一部、与野市	
52. 2	広域第二水道用水供給事業の認可とともに、建設工事に着手。		"	工業用水道事業給水規程の一部改正。 給水区域の拡大	
52. 4	埼玉県第二水道建設事務所設置。 " 埼玉県水道建設事務所を埼玉県第一水道建設事務所に名称変更。		55. 2	工業用水法に基づく水源転換命令の総理府令及び通商産業省令の公布。 工業用水法施行令に規定された指定地域のうち川口市の一部、浦和市の一部、与野市に設置されている許可基準に該当しない井戸は、公布の日から1年後（昭和56年1月31日）に使用禁止となる。	
53. 1	工業用水法に基づく水源転換命令の総理府令及び通商産業省令の公布。 工業用水法施行令に規定された指定地域のうち川口市の一部、草加市、八潮市の一部に設置されている許可基準に該当しない井戸は、公布の日から1年後（昭和54年1月26日）に使用禁止となる。		56. 4	広域第一水道の料金改定。 料金 1 m ³ 当たり	
53. 4	企業局組織改正。 水道部では 工業用水道課及び上水道課を廃止、				

年・月	事	項	年・月	事	項
昭和 56. 4	33. 5円（旧中央第一）、 36. 5円（旧東部第一）、 36. 5円（旧西部第一）を39円 広域第二水道の料金改定。		59. 4	工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 16. 7円を17. 7円 特別料金 " 21. 7円を23. 0円 超過料金 " 33. 4円を35. 4円	
"	料金 1m ³ 当たり 51. 3円を59円 工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 14. 3円を16. 7円 特別料金 " 18. 6円を21. 7円 超過料金 " 28. 6円を33. 4円		59. 7	広域第一水道による広域第二水道用水 供給事業への暫定給水を解消し、行田 浄水場から給水開始。 料金 1m ³ 当たり 77円	
56. 7	工業用水法に基づく水源転換命令の総 理府令及び通商産業省令の公布。 工業用水法施行令に規定された指定 地域のうち八潮市に設置されている 許可基準に該当しない井戸は、公布 の日から1年後（昭和57年7月20日） に使用禁止となる。		61. 10	新三郷浄水場の建設工事に着手。	
56. 12	公営企業管理者の私的諮問機関として 「埼玉県営水道事業懇談会」を設置。 水道用水供給事業の料金のあり方と、 料金格差是正方策について諮問。		63. 3	広域第二水道用水供給事業の給水区域 の変更認可（日高町他8町を追加）	
58. 2	埼玉県営水道事業懇談会が「埼玉県水 道用水供給事業」の料金のあり方につ いて答申。		63. 4	広域第一水道、広域第二水道料金改定。 料金 1m ³ 当たり 42円を47円（広域第一水道）、 77円を79円（広域第二水道）	
58. 4	企業局組織改正。 水道部では 業務課を水道業務課 施設管理課を水道施設課 建設課を水道建設課に名称変更。		"	広域第二水道給水区域拡張建設工事に 着手。	
59. 3	広域第二水道用水供給事業の給水区域 の変更認可（北川辺町、茨城県五霞村 を追加）。		平成 元. 4	消費税の導入に伴い、広域第一水道、 広域第二水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 47円を48. 41円（広域第一水道） 79円を81. 37円（広域第二水道）	
59. 4	埼玉県行田浄水場を新設。 " 広域第一水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 39円を42円 " 広域第二水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 59円を77円 ただし、広域第二水道については 昭和59年7月1日から実施する。		"	同時に工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 17. 7円を18. 23円 特別料金 " 23. 0円を23. 69円 超過料金 " 35. 4円を36. 46円	
			2. 4	埼玉県新三郷浄水場を新設。 " 企業局組織改正。 水道部に水源対策室長（職制）設置。	
			3. 1	広域第一水道、広域第二水道料金改定。 料金 1m ³ 当たり 48. 41円を47. 70円（広域第一水道） 81. 37円を80. 18円（広域第二水道）	
			3. 4	広域第一水道用水供給事業と広域第二 水道用水供給事業を統合し、埼玉県水 道用水供給事業とする。	

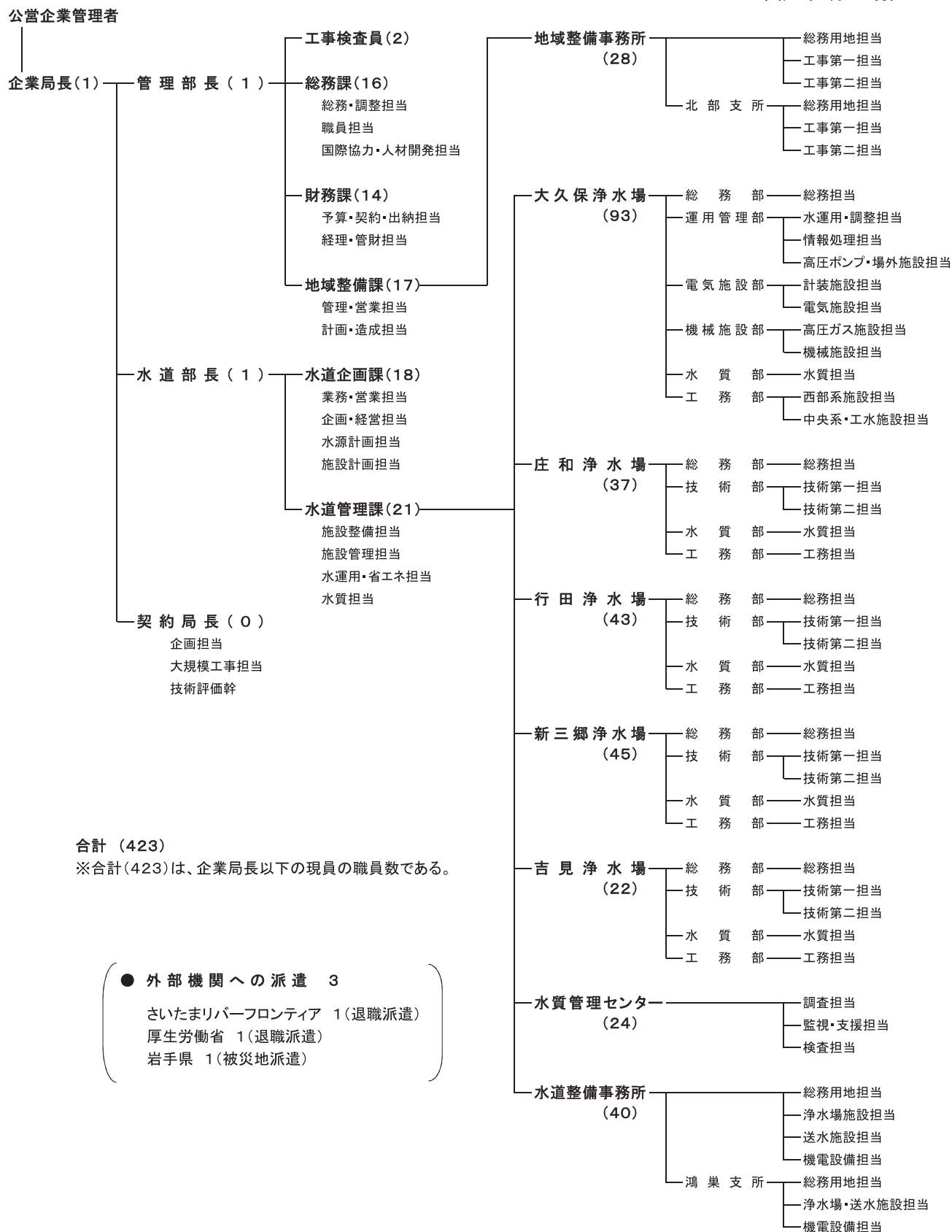
年・月	事	項	年・月	事	項
平成 3. 4	旧広域第二水道拡大区域（毛呂山町、日高町及び江南町）へ給水開始。 料金 1m ³ 当たり 108.60円			料金 1m ³ 当たり 59.13円（旧広域第一水道）、 86.10円（旧広域第二水道） を61.78円 108.60円（旧広域第二水道 拡大区域）を86.13円 ただし、平成9.10年度については、 57.41円（旧広域第一水道）、 65.35円（旧広域第二水道）	
4. 4	旧広域第一水道、旧広域第二水道の料金改定。 料金 1m ³ 当たり 47.70円を59.13円（旧広域第一水道） 80.18円を86.10円（旧広域第二水道）				
〃	新たに越生町、川本町及び寄居町に給水開始。		11. 8	企業局組織改正。 水道部の水道計画監を廃止。	
5. 4	企業局組織改正。 水道部では 水源対策室長を廃止、水道計画課を設置。		11.10	工業用水道事業の給水能力を 日量253,000m ³ に改正。	
〃	工業用水道の料金改定。 基本料金 1m ³ 当たり 18.23円を23.20円 特別料金 〃 23.69円を30.16円 超過料金 〃 36.46円を46.40円		11.12	工業用水道水利権の一部を上水道へ転用。	
〃	新たに小川町、妻沼町及び花園町に給水開始。		12. 4	新たに本庄市、都幾川・玉川水道企業団、上里町、飯能市、南河原村に給水開始。	
6. 4	新たに嵐山町に給水開始		12.10	新たに神川町に給水開始。	
7. 4	企業局組織改正。 水道部に水源計画監を設置。		13. 4	水質管理センター庁舎本格稼働。	
8. 4	企業局組織改正。 埼玉県水質管理センターを設置。		16.12	大久保浄水場排水処理施設の整備・運営事業にPFI手法を導入。	
〃	工業用水道事業の給水能力を 日量335,000m ³ に改正。		17. 3	柿木浄水場管理運営包括委託を実施。	
9. 4	工業用水道事業給水規程の一部改正。 給水区域の拡大（大宮市の一部）		17. 4	水道料金の改定。 旧広域第二水道拡大区域の料金を引下げ、旧広域第一水道、旧広域第二水道の料金を同一とする。 料金 1m ³ 当たり 61.78円（旧広域第一水道、 旧広域第二水道） 86.13円（旧広域第二水道 拡大区域）を61.78円	
〃	消費税法などの改正に伴い、工業用水道の料金改定。 消費税の転嫁を5%の外税方式とする。 基本料金 1m ³ 当たり 23.20円を22.53円 特別料金 〃 30.16円を29.29円 超過料金 〃 46.40円を45.05円		〃	埼玉県吉見浄水場を新設。 （4～6月試運転）	
〃	水道料金の改定。 あわせて、消費税の転嫁を5%の外税方式とする。		〃	企業局組織改正。 柿木浄水場を廃止。	
			17. 7	吉見浄水場から給水開始するとともに 運転管理委託を開始。	
			17.10	非常時における東京都との水の相互 融通を図る朝霞連絡管の運用開始。	

年・月	事 項	年・月	事 項
平成 18. 1	融通水量：最大10万 m^3 /日 水質管理センター ISO9001 認証取得。	令和元. 10	消費税法等の改正に伴い、工業用水道 料金を改定。 消費税等相当分8%→10%
18. 4	企業局組織改正。 部制を廃止、水道計画課を廃止。	〃	消費税法等の改正に伴い、水道料金を 改定。 消費税等相当分8%→10%
20. 4	大久保浄水場排水処理施設（PFI事業） 供用開始。		
22. 4	企業局組織改正。 水道建設課を水道整備課へ名称変更。 第一、第二水道建設事務所を第一、 第二水道整備事務所へ名称変更。	2. 4	工業用水道事業給水規程の一部改正。 第13条第1項第1号に定める水質基準の 「水温三十度以下」を削除。
〃	新三郷浄水場 高度浄水施設供用開始。	〃	水道用水供給事業における水利権の 全量が安定水利権化。
23. 4	企業局組織改正。 水道業務課を水道企画課へ名称変更。 水道施設課と水道整備課を統合し、 水道管理課を設置。		
24. 3	行田浄水場 太陽光発電設備（メガソーラー） 供用開始。		
24. 4	企業局組織改正。 第一、第二水道整備事務所を統合し、 水道整備事務所を設置。		
25. 4	企業局組織改正。 水道担当部長を水道部長に職名変更。		
25. 12	水質管理センター 水道GLPを取得。		
26. 4	消費税法等の改正に伴い、工業用水道 料金を改定。 消費税等相当分5%→8%		
〃	消費税法等の改正に伴い、水道料金を 改定。 消費税等相当分5%→8%		
26. 12	吉見浄水場 太陽光発電設備供用開始。		

3 組 織

(1) 企業局組織図

令和2年4月1日現在



(2) 水道関係課所場所在地一覧表

ア 本庁

課 \ 項 目	所 在 地	電 話
水 道 企 画 課	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21	048(830)7055
		FAX 048(834)5071
水 道 管 理 課	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21	048(830)7077
		FAX 048(834)5071

イ 地域機関

機 関 \ 項 目	所 在 地	電 話
大 久 保 浄 水 場	〒338-0814 さいたま市桜区宿 618	048(852)8841
		FAX 048(856)1684
庄 和 浄 水 場	〒344-0113 春日部市新宿新田 100	048(746)4411
		FAX 048(746)4433
行 田 浄 水 場	〒361-0024 行田市小針 1632	048(559)3660
		FAX 048(559)0927
新 三 郷 浄 水 場	〒341-0028 三郷市南蓮沼 1	048(953)6565
		FAX 048(953)6540
吉 見 浄 水 場	〒355-0127 吉見町大和田 198	0493(54)1484
		FAX 0493(54)0065
水 質 管 理 セ ン タ ー	〒361-0024 行田市小針 1632	048(558)1051
		FAX 048(558)3550
水 道 整 備 事 務 所	〒338-0815 さいたま市桜区五関 387-2	048(858)7890
		FAX 048(840)1808
水 道 整 備 事 務 所 (鴻 巣 支 所)	〒365-0028 鴻巣市鴻巣 850	048(543)0581
		FAX 048(543)4121